

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	改正する規則	六
告示	公金の収納の事務を委託した件	六
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六
	肥料の登録の有効期間を更新した件	七
	肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件	七
	肥料の登録が失効した件	八
	随意契約の相手方を決定した件	七
	福島県教育委員会教育長	二
	公金の収納の事務を委託した件	二
	福島県監査委員	三
	監査公表二件	三
	福島県労働委員会	六
	あつせん員候補者として委嘱した件	六

規 則

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二号

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正す

規 則

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例施行規則（平成二十八年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。
第三条中「須賀川市」を「別表に掲げる市町村のいずれか」に、「同市」を「当該市町村のいずれか」に改める。
附則の次に次の別表を加える。
別表（第三条関係）

須賀川市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町

附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

（国際課旅券室）

告 示

福島県告示第三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年五月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 二 福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務
受託者の名称及び所在地
株式会社ニチイ学館
 - 三 東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地
- 収納の事務を委託する期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年五月十日から同年六月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和元年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いちい信夫ヶ丘店・平成やおや福島東店 福島県福島市矢倉下五番地外
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
廃棄物等に関する事項について

廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を行うこと。事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まぢづくり課)

公 告

公告第八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和元年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
816	混合有機質肥料	混合有機540特号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区北一丁目8番10号	令和4年5月27日

格のとおり。

(農業総合センター)

公告第九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり生産する事業場及び所在地、保管する施設の所在地並びに生産工程に変更がある旨届出があった。

令和元年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	変更した 年月日	変更した事項		氏名又は 名称	住所
				変更後	変更前		
2	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	平成31年3月18日	旭鉦木株式会社 福島県田村市滝根町神保字中広土115番地の追加	—	旭鉦木株式会社	東京都台東区上野桜木一丁目13番2号
				保管する施設の所在地		—	福島県田村市滝根町

公告第十号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。
令和元年五月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	721
肥料の種類	炭酸カルシウム肥料
肥料の名称	53.0炭酸カルシウム肥料
保証成分量(%)	アルカリ分
	53.0
その他規格	その他の制限事項も、公定規格のとおり。
氏名又は名称	福島石灰株式会社
住所	東京都文京区向丘2丁目8番14号
失効年月日	平成31年3月18日

(農業総合センター)

神保字 中込土 115番 地の追 加	生産工程	神保工場生産工程の追加

(農業総合センター)

公告第11号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）1号 2,500 t
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月8日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 随意契約に係る契約金額
19,764円（1 t当たり）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第12号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政

令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(コンポスト化)3号 3,100 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
15,444円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(セメント化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(セメント化)1号 4,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都港区台場二丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,040円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(セメント化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(セメント化)1号 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月28日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
開発運輸株式会社 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8
- 5 随意契約に係る契約金額
10,800円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(焼却又は埋立)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(焼却又は埋立)2号 1,200t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,400円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第16号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(焼却又は埋立)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚 孝 良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(焼却又は埋立)3号 2,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
42,120円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第17号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福島県県北流域下水道建設事務所長 手塚孝良

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（焼却又は埋立）3号 2,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年2月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
15,120円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。
令和元年五月十日

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 株式会社薬市白河

所在地 福島県白河市本町二番地

2 名称 菊地 蘭子 ギャラリー野の花

所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一

三 収納の事務を委託する期間

平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

（特別支援教育課）

福島県監査委員

監査公表第1号

平成31年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年5月10日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 30財第2803号
 平成31年3月27日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年2月4日付30福監第259号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 農業総合センター
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年11月20日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 事務手続が適正を欠いているため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>「事実」 下記の支出事務及び物品購入事務において、担当者間の連絡確認不徹底などにより支払手続がなされず、また、支出状況を組織として確認しないまま長期にわたり未払いとなっている。</p> <p>1 平成26年度から平成28年度までに実施したオリジナル品種開発導入事業（リンドウ新品種育成現地試験）に係る協力者の報償費について、履行確認後も支払手続がなされず、3か年にわたり未払いとなっており、平成30年1月に当該事実を把握し、同年2月13日から同月28日の間に全額支払っている。（各年度3名、計69,000円、3か年累計207,000円）</p> <p>2 試験研究用の蛍光灯購入について、物品購入調書による決定を行わないまま発注し、平成30年2月8日に納品請求を受けたが、その後の請求書等の紛失に気づかなかったことから支払手続がなされず、納入先からの問合せを受けて、納品後3か月以上経過した同年5月31日に本庁執行により支払っている。（1件、39,528円）</p> <p>3 農業短期大学校で平成30年1月22日に実施した食品製造演習講義に係</p>	<p>今般の事案は、業務担当者と支出担当者間の連絡確認が不徹底であったこと、支出担当者による支出の進行管理が不十分であったこと、また、組織的なチェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>御指摘の事項については、相手方に事情説明と謝罪を行った上で、平成30年5月31日までに全ての支払処理を行いました。</p> <p>また、再発防止策として、支出事務マニュアルを作成の上、平成31年2月4日に研修会を開催し、事務処理手順を周知しました。</p> <p>今後は、四半期ごとに本部（各部室ごと）、各准公所において、業務担当者と支出担当者間で双方の補助簿等で支払等の確認を行うなど、組織的なチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

る講師の報償費及び旅費について、履行確認後も支払手続がなされず、実施日から3か月以上経過した同年5月22日に本庁執行により支払っている。(1件、報償費18,600円、旅費325円)

「是正、留意・改善の意見」

財務事務の執行に当たっては、事務処理手順を職員に周知徹底するとともに、組織内のチェック体制を強化し、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

- 2 監査対象機関 喜多方建設事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年10月31日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 河川敷占用料の調定事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 平成11年4月に甲株式会社から河川敷占用料を新規に徴収する際、占用許可の目的物である橋がそれ以前に架け替えられていたにもかかわらず、許可内容の確認を怠り、架け替え前の許可内容で占用料を算定し、その後も誤りに気付かないまま平成29年度まで過大に調定している。</p> <p>なお、当該事実が判明した後、時効とならない平成25年度以降の河川敷占用料に還付加算金を加えた、239,800円を返還している。</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 河川敷占用料の調定に当たっては、適時適切に許可内容を確認し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今般の調定誤りについては、新橋と旧橋の占用物件が同一であると誤認し、旧橋と同じ占用料で収入調定を行っていたことが原因です。</p> <p>御指摘の事項については、相手方に事情説明及び謝罪を行い、了承を得た上で、平成25年度以降の過大徴収分の河川敷占用料に還付加算金を加えた239,800円を返還しました。</p> <p>今後は、収入調定の際に河川占用許可書と河川占用許可台帳の内容の突合を必ず行うとともに、複数名によるチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>

- 3 監査対象機関 富岡土木事務所
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年11月13日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 牽制体制が機能しておらず、支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 昨年度の定期監査において、著しく不適正な処理により指摘事項とされた支出事務において、再発防止のために講じるとしていた改善策が徹底されておらず、下記のとおり同様の事案が発生し、その対応にも適正を欠くなど、組織における財務執行上の管理・統制が機能していない。</p> <p>1 収入印紙について</p>	<p>今般の事案については、財務事務の執行において、組織的な牽制体制が機能していなかったことが原因です。</p> <p>その結果、昨年度の定期監査で指摘事項とされた支出事務において、再発防止のために講じるとしていた改善策が徹底されず、同様の事案が発生し、その対応にも適正を欠くこととなりました。</p> <p>1 収入印紙について 収入印紙代金の支払いについて、過年度分として支払うべきところ、平成30年度分として処理を行った事</p>

- (1) 収入印紙の購入に当たって、平成29年度に発注した11件のうち、7件75,900円について決裁を受けておらず、また、購入先甲から請求及び督促があったにもかかわらず、年度内に支払手続を行っていない。
- (2) 平成30年度に上記収入印紙代金の未払いが判明した後、過年度分として支払うべきところ、平成30年度分として処理し、その整合を取るため、実態とは異なる出納簿を整理した上で、定期監査に臨んでいる。
- (3) 上記の収入印紙のうち、1,600円分が所在不明となっている。

2 書籍について

平成28年度に購入した書籍1件5,584円について、購入先乙から提出された請求書等の誤りを乙に修正依頼したまま、その後の処理を失念し、支払手続を行っていない。

「是正、留意・改善の意見」

事務の執行に当たっては、職員の意識改革を図った上で、組織内の情報共有及びチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

案については、事務処理の経過が分かるように整理した経過報告書を支出命令書に添付した上で、是正を行い、平成31年1月17日に出納機関へ提出し、確認を受けました。

出納簿については、実際の受払状況を確認し、上記事案と同様に経過報告書を添付した上で、平成30年12月26日に出納機関の審査、確認を受けました。

所在不明の収入印紙については、財務規則第275条第1項の規定に基づく事故報告を行いました。

2 書籍について

未払いの書籍代については、業者に謝罪するとともに、平成30年11月16日に支払いを行いました。

また、今回の事案を踏まえて、所内全職員を対象として、コンプライアンス研修会及び臨時の財務事務に関する研修会を実施しました。

今後は、組織的な牽制体制の強化及び職員の意識改革を図るため、以下のおり再発防止に努めると同時に、関係規程に基づき適切な事務処理を行ってまいります。

- (1) 決裁権者等が、契約、履行確認、支出等の決裁に際し、その妥当性、根拠、事務処理の進め方等について、その都度、確認・指導を行うことにより、各担当者と決裁権者等の間で業務の進行状況を相互に確認し、牽制機能の実効性を高める。
- (2) 業者へ業務を発注する場合、事務所所定の様式により、事前に決裁を受けることを徹底する。
また、当該様式に、履行・支払の確認を行う欄を設け、財務執行上必要な事務処理に漏れないことを複数の職員で確認することにより、チェック体制を強化する。
- (3) 発注状況、請求状況等の共有一覧表について、担当課員全員での確認を再度徹底したほか、週に一度、定例の打合せの際に、当該一覧表により進捗状況を周知し、所内の各管理職がチェックを行う。
- (4) 定期的に、所内全職員を対象として、財務事務に関する研修会を開催し、職員の資質向上と意識改革を図る。

(監査総務課)

平成31年2月19日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年5月10日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎
 30教財第1092号
 平成31年3月28日

福島県監査委員 長 尾 トモ子
 福島県監査委員 古 市 三 久 様
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 菅 家 惣一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣
 定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年2月4日付け30福監第259号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 相馬東高等学校
 監査対象年度 平成29年度
 監査実施年月日 平成30年12月21日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。</p> <p>「事実」 高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、平成27年度入学の生徒1名については平成28年7月から平成29年6月までの12か月分計118,800円、平成29年度入学の生徒1名については平成29年4月及び5月分の計19,800円を誤って徴収した。</p> <p>なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料計138,600円を全額返還している。</p> <p>「是正、留意・改善の意見」 高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務及びそれに伴う授業料の調定事務については、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>平成29年7月27日までに当該保護者に経緯を説明の上、謝罪を行い、平成29年9月29日までに誤って徴収した授業料138,600円を返還しました。</p> <p>今後、高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認については、チェックリストを作成し、減免後の市町村民税所得割額の見落としがないよう十分に注意するとともに、管理職等による確認の徹底を図ることにより、再発防止に努めてまいります。</p> <p>また、授業料の調定事務においても、複数職員による確認を徹底し、関係規程に基づき適正な事務処理を行ってまいります。</p>

（監査総務課）

福島県労働委員会

公告第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

令和元年五月十日

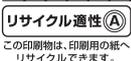
福島県労働委員会

会長 平石 兼 生

氏名	現職	前職	歴	委嘱年月日
平石 典生	福島県労働委員会会長 弁護士			平成30年6月26日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授		同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士			同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士			同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士			同
泉野 敦志	福島県労働委員会労働者委員 U A センセン福島県支部次長	U A センセン新潟県支部次長		同
遠藤 和也	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	東北電力労働組合福島 県本部副委員長		同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝照明プレシジョン労働組 合中央執行委員	東芝照明プレシジョン 労働組合福島支部執行 委員		同

坂路 芳知	福島県労働委員会労働者委員 フネスト岩田労働組合福島支 部長	フネスト岩田労働組合 福島支部執行委員		同
八巻 由美	福島県労働委員会労働者委員 福島市役所職員労働組合執行 委員長	福島市役所職員労働組 合副執行委員長		同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長		同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社フゴラ専務取 締役		同
千歳 芳雄	福島県労働委員会使用者委員 アルバイオンニエフクチヤ リソク株式会社非常勤顧問	アルバイオンニエフク チヤリソク株式会社 顧問		同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長		同
星 逸朗	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県中部経営者協会 専務理事兼事務局長		同
高荒 由幾	福島県労働委員会事務局長	福島県こども未来局次 長		平成30年4月24日
鳴原 孝之	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	総務部参事（公立大学 法人会津大学派遣）		平成31年4月23日
佐藤 行広	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県立磐城高等学校 事務長		平成29年4月25日

(詳細は別添)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社第一印刷